

令和2年 3月25日

収支報告書

関市議会議長 村山 景一 様

会派の名称 若草クラブ

代表者氏名 松 田 文 男



関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、令和元年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

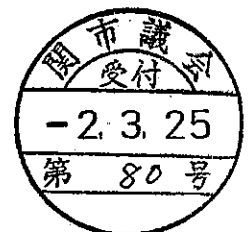
| 科 目 | 決算額 (円) | 備 考 |
|-------|---------|----------------------|
| 交 付 金 | 330,000 | 政務活動 10,000円×11か月×3人 |
| 会派負担金 | 0 | |
| 収入合計 | 330,000 | |

2 支出の部

| 科 目 | 決算額 (円) | 備 考 |
|--------|---------|--|
| 研究・研修費 | 0 | |
| 調査旅費 | 183,343 | 手土産3個9,000、航空運賃86,700、宿泊48,600、レンタリース31,150、駐車料金2,750、高速料金3,020、ガソリン2,123、 |
| 資料作成費 | 7,654 | インクカートリッジ代3個3,866、コピー用紙A4×2ケース3,764、コピー代24 |
| 資料購入費 | 0 | |
| 広報費 | 0 | |
| 広聴費 | 0 | |
| 事務費 | 0 | |
| 支出合計 | 190,997 | |

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 139,003 円



| 年月日 | 領収書 等整理 番号 | 具体的な内容・用途 | 収入額 | 支出額 | 用途項目 | | | | | | 備考 | |
|----------|------------------|---|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----|-----|----|-----|
| | | | | | 研究 研修費 | 調査 旅費 | 資料 作成費 | 資料 購入費 | 広報費 | 広聴費 | | 事務費 |
| R1.5.24 | | 交付金(関市から) | 330,000 | | | | | | | | | |
| R1.8.19 | 1 | インクカートリッジ | | 3,866 | | | 3,866 | | | | | |
| R1.11.6 | 2 | 視察費(株式会社農協観光支払分) (11/18-20 認知症高齢者等個人賠償責任保険に ついて【久留米市】、買い物支援事業について【小 城市】、保育人材確保事業について【唐津市】) | | 166,450 | | 166,450 | | | | | | |
| R1.11.14 | 3 | 視察費(手土産代3,000円×3個) | | 9,000 | | 9,000 | | | | | | |
| R1.11.18 | 4 | 視察費(都市高速料金) | | 630 | | 630 | | | | | | |
| R1.11.19 | 5 | 視察費(ホテル駐車料金) | | 550 | | 550 | | | | | | |
| R1.11.20 | 6 | 視察費(駐車料金) | | 200 | | 200 | | | | | | |
| R1.11.20 | 7 | 視察費(厳木多久有料道路) | | 210 | | 210 | | | | | | |
| R1.11.20 | 8 | 視察費(高速多久-久留米) | | 1,550 | | 1,550 | | | | | | |
| R1.11.20 | 9 | 視察費(都市高速料金) | | 630 | | 630 | | | | | | |
| R1.11.20 | 10 | 視察費(レンタカーガソリン代) | | 2,123 | | 2,123 | | | | | | |
| R1.11.20 | 11 | 視察費(名古屋空港駐車料金3日分) | | 2,000 | | 2,000 | | | | | | |
| R2.2.20 | 12 | 用紙代(A4×2ケース) | | 3,764 | | | 3,764 | | | | | |
| R2.3.19 | 13 | コピー代 | | 24 | | | 24 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 330,000 | 190,997 | 0 | 183,343 | 7,654 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 残額(返納金) | | | 139,003 | | | | | | | | | |

1

領収証

2019年 8月19日(月) 11時 0分

若草クラブ様

金額 ¥3,866
(内消費税等 ¥286)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

 <決済内訳>
 現金 ¥3,866
 (内消費税等 ¥286)

 現金お預かり ¥4,000
 お釣り ¥134

ケーズデンキ関店
 電話番号 0575-21-6633
 販売担当者075505

店コード 2200005141649
 売上伝票番号 2310004777432

3

創業昭和元年
孫六煎餅本舗

0001-0001
会計日：2019/11/14

領 収 書

若草クラブ様

領収金額 **¥9,000-**
 (8%軽減対象 ¥9,000)
 (内消費税等 ¥666)

上記正に領収いたしました

但 お菓子代 として

株式会社孫六煎餅本舗

岐阜県関市本町3-6-2
TEL：0575-22-0718

担当者
領収書No:000120191114150358991

4

ご利用ありがとうございます。

領 収 書

福岡北九州高速道路公社

料金所では一旦停止してください。

料金所 半道橋

19年11月18日
 10時51分 車種 普通
 通行料金 ¥630-
 現金 ¥630-

※通行料金は消費税率10%対象です。

お問い合わせ先 (092)631-0122

2173-01-0051

領収証

Receipt

領収証No. 190731-0559-0001
ReceiptNo.Received From
若草クラブ 様印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

| | |
|--------------------|------------------|
| 領収金額 The sum of | ¥166,450 - (JPY) |
|--------------------|------------------|

領収日 2019.11.06
Receipt date上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.但し 11/18 旅費
In payment of

入金内訳 (Form of payment)

| 入金内訳 (Form of payment) | 金額 (Payment) |
|------------------------|--------------|
| ■ 現金 (Cash) | ¥166,450 |
| 小切手 (Check) | |
| 銀行振込 (Bank remittance) | |
| クレジットカード (Credit card) | |
| 旅行券 (Travel ticket) | |
| ギフト券 (Gift ticket) | |
| その他 (Other) | |
| 合計金額 (Total) | ¥166,450 |

東京都千代田区外神田 1 -


株式会社農協観光
NOKYO TOURIST CORPORATION
発行店舗：可児支店
(Office)

印

担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

請求明細書

若草クラブ 様

請求書No. 190731-0559-0001

発行日 2019年11月01日

53105102000

株式会社農協観光

| 種別 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|------------------------|
| 宿泊 | 23,700 | ホテルニュープラザ久留米 @7,900×3名 |
| 宿泊 | 24,900 | 唐津第一ホテル @8,300×3名 |
| 航空券 | 86,700 | FDA 小牧⇄福岡 |
| レンタカー | 31,150 | HBカローラフィールダー |
| 合計 | 166,450 | |
| 予納金 | 0 | |

お問い合わせ

可児支店

担当者: XXXXXXXXXX

TEL: 0574-62-1070 FAX: 0574-63-2892



5.

領収書
(RECEIPT COPY)

No. 203294

日付 2019年11月19日

現金 550
カード

若草クラブ

様

但し、駐車場代として

金額 : **¥ 550**
Amount

ホテルニュープラザ久留米

〒830-0031

福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL 0942-33-0010 info@newplaza.net

FAX 0942-38-6583 http://www.newplaza.net

印紙

上記金額を正に領収いたしました。(消費税を含みます。)

6

□□□ 唐津駅北口東駐車場 □□□
 □□ 毎度ありがとうございます □□
 □□ まん お越しを □□
 □□ お待ちしております □□
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

入庫日時 2019年11月20日 12時42分
 出庫日時 2019年11月20日 13時29分
 No.01-000107 車室24-000005

駐車料金(一般) 200円
 料金計 200円
 投入現金 200円
 釣銭額 0円

7

ご利用ありがとうございます。
 巖木多久有料道路
通行券(領収書)

佐賀県道路公社
 2019年11月20日(水) 14:03
 車線03-2762 責任者 3048
 車種 普通車
 現金 ¥210

便利でお得な回数券もあります。
 巖木多久料金徴収所 TEL0952-75-5511

8

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 久留米
 TEL 0942-43-4627
 高速道路は便利でお得なETC
 あなたもETCをつけてみませんか!

19年11月20日14時56分
 車種 普通

通行料金 ¥1,550-
 (現金)

—入口料金所—
 通行料金は消費税10%対象です
 西日本高速道路株式会社
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20
 取扱番号213-00771407-00

9

ご利用ありがとうございます。



高速道路公社

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 太宰府本線
 TEL 092-925-1426
 高速道路は便利でお得なETC
 あなたもETCをつけてみませんか!

19年11月20日15時58分
 車種 普通

通行料金 ¥630-
 現金

通行料金は消費税10%対象です
 福岡北九州高速道路公社
 取扱番号220-00960000-00

10



領 収 書

印 紙

243436

福岡空港SS
 TEL 092-622-6538
 川添石油株式会社
 福岡市博多区空港前3丁目3-40
 TEL 092-622-6538

売上 2019年11月20日 16:24
 レンタカーメンバー 様 手
 現金固定 01-243436-00050-0001-9

出光ゼアス P-13(内)
 14.06L 8151.0 2123円
 01200.00

合計 2,123円
 (内、消費税等(10.00%) 193円)

伝No: 10367 担当:0101
 約読機処理No. 0636

※ 本書保管上のお願
 財布・手帳等にはさんで保管戴く場
 合は、印刷面を内側に折り保管をお
 願いたします。

若草クラブ調査等報告書

関市議会議長 様

令和2年1月10日

松田 文男
土屋 雅義
栗山 守

下記のとおり調査・視察をしましたので報告します。

記

1 日程 自： 令和元年11月18日（月）
至： 令和元年11月20日（水）

2 参加議員 松田文男、土屋雅義、栗山 守

3 視察先

- ・ 11月18日（月） 福岡県 久留米市役所
- ・ 11月19日（火） 佐賀県 小城市役所
- ・ 11月20日（水） 佐賀県 唐津市役所

4 視察事項

(1) 福岡県 久留米市役所

- ・ 久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険について

(2) 佐賀県 小城市役所

- ・ 小城市買い物支援事業について

(3) 佐賀県 唐津市役所

- ・ 唐津市保育人材確保事業について



岐阜県関市議会 会派（若草クラブ） 行政視察行程表

11月18日（月） 1日目

関シティターミナル ^{自家用車} 県営名古屋空港 ^{FDA303便} 福岡空港 ^{レンタカー} (昼食)

6:30発 8:15発 9:50着

レンタカー

久留米市視察 (夕食)

14:00～15:30 ホテル

宿泊先：ホテルニュープラザ久留米（久留米市六ツ門町16-1） ☎0942-38-6583

11月19日（火） 2日目

ホテル ^{レンタカー} 小城市視察 (夕食) ホテル (夕食)

10:00～11:30 小城市内

昼食：小城市内

宿泊先：唐津第一ホテル（唐津市西寺町488-1） ☎0955-74-1000

11月20日（水） 3日目

ホテル ^{レンタカー} 唐津市視察 ^{レンタカー返却} (夕食) ^{FDA312便} 福岡空港 ^{県営名古屋空港}

10:00～11:30 18:40発 20:00着

自家用車

関シティターミナル

21:30着予定

視察No. 1 福岡県 久留米市
「認知症高齢者等個人賠償責任保険について」

訪問日時 令和元年11月18日(月) 14時00分～15時30分
訪問先 所在 福岡県久留米市城南町15番地3
名称 福岡県久留米市役所
対応者 議会副議長 様
議会事務局調査チーム 様
健康福祉部長寿支援課課長補佐 様

〔説明・調査内容〕(概要)

1. 久留米市の概要

久留米市は、九州の北部、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約40キロメートルの距離にある。市域は東西32.27キロメートル、南北15.99キロメートルと東西に長い形状を示し、行政面積は229.96平方キロメートル、人口30万5千人となっている。

また、県南部の中核都市で、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントにも近く、国道3号ほか5つの国道が通っていて、交通の要衝となっている。

地勢は、市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっている。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な沖積平野の平坦地に続いている。

気候は、内陸型の有明気候区に属し、気温の年較差や降水量の年変化が大きいものの雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいる。



2. 視察事項について

(1) 認知症高齢者等個人賠償責任保険制度実施の目的

認知症の人やその家族への支援策として、既存事業の「久留米市高齢者あんしん登録制度」や「行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助」に加えて、認知症高齢者等個人賠償責任保険を付加することで、認知症の人やその家族に対する支援の充実を図ることを目的とする。

(2) 久留米市高齢者あんしん登録制度の概要

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、

行方がわからなくなったときには、登録された情報をもとに捜索協力を行い、発見時の身元確認や家族への連絡を行うための制度で、登録された方には「緊急連絡用シール（アイロンプリント）」10枚が無料で配布され、登録した高齢者がよく着用する衣類、バックなどに張り、高齢者を保護した際に本人の特定、家族への連絡を迅速に行うための制度である。

（３）認知症高齢者等個人賠償責任保険制度導入の経緯

- ① 認知症の人とその家族を支援する上で、認知症の人が他人を傷つけたり、他人の財物を損壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合について、公的な救済制度がないことが課題となっていた。
- ② 平成29年11月に神奈川県大和市が民間の損害保険会社の保険に団体加入し、保険料を市が負担することで、認知症の人とその家族の支援を開始したことにより、久留米市でも実施できないか検討を開始した。
- ③ 久留米市として認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しており、この制度の導入をもって認知症の人とその家族の支援の充実をめざす一方、認知症の人とその家族を社会全体で支えていくメッセージを発信することも必要だと考えた。
- ④ 制度設計の当初、保険会社と意見交換を行う中で、大和市の制度と異なり、個人賠償責任保険単独での団体加入ができることがわかったことで、被保険者本人に係る死亡・傷害等に係る給付を含まない制度にすることとした。

（４）制度の内容（事業概要）

認知症の人やその家族が、在宅で生活する上での経済的・精神的な負担を軽減するために、認知症の人を被保険者とする保険に久留米市が加入するもの。

① 事業の期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

② 被保険者

「久留米市高齢者あんしん登録制度」登録者のうち、「在宅で生活し、要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査の結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方」であって、市が必要と認める方

③ 保険契約者

久留米市（被保険者の保険料の自己負担はない）

④ 保険の内容

認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊すなど、法律上の損害賠償を負う場合に備える個人賠償責任保険

1) 補償金額 1事故あたり最大3億円

2) 示談交渉サービス付き（被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行う）

※個人賠償責任保険なので、被保険者（認知症の人）の死亡や傷害等への保険金支給はない。

・交通事故は補償の対象外であるが、電車での事故で損害賠償責任を負担することによって被る損害については、補償あり。

⑤ 予算額（令和元年度）

3,097千円（保険料：2,000円×580人分＝1,160千円、事務費等1,937千円）

⑥ 被保険者登録の流れ

久留米市高齢者あんしん登録制度への登録申込後、市内の居住・日常生活自立度・在宅の確認を行い、被保険者台帳へ登録する。

⑦ 在宅の範囲

次の1)～3)に該当するもの以外を在宅と位置づける。

1) 介護保険サービスにおける施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人介護施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設）及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）を利用する者

2) 医療法に規定する病院又は診療所に入院する者

3) 次のいずれかの社会福祉施設に入所する者

ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等

イ) 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設

ウ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム

(5) 本制度を導入したことによる効果

① 令和元年11月1日時点で203人の被保険者が加入され、認知症の人とその家族が安心して生活できる基礎のひとつとなっている。

② 認知症の人が行方不明になった際の早期発見ツールである、久留米市高齢者あんしん登録制度への登録を前提とした制度にしており、保険への加入をきっかけとして、あんしん登録制度の登録者数も増えており（平成29年度末236人⇒平成31年3月末時点で407人）、認知症の人が行方不明になった際の早期発見・早期対応への仕組みの普及が進んでいるものと感じる。

③ この保険制度の周知を行う中で、民生委員や校区社会福祉協議会など、地域で様々な人を見守る人たちが改めて認知症の人（とりわけ独居高齢者である方）への対応などを考えるきっかけともなっており、認知症の人への理解が進んでいるように感じる。

(6) 今後の課題

① 加入者数から見ると、在宅生活をしている認知症の人の一部だけが保険に加入しているものと考えられるため、広報周知が課題と考えている。

② 市が負担する保険料は、地方交付税や補助金などの財政措置がなく、市の一般財源であるため、今後の事業継続にあたっては、市の財政状況に左右される面がある。

3. 主な質疑応答 視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 事業期間は3年ということだが、その後は事業の継続はどう考えているのか。

回答 3年後にどうするかという結論は持ち合わせていないが、ずっと継続していく事業ではないと考えているので、いずれかの時期には見直しも必要だと考えている。

質問 この制度を始められた意図は。

回答 認知症の人とその家族が賠償責任を負うような事象が発生しても、認知症であっても安心して久留米市で住み続けることができるためにも、こういった支援をする必要があるのではないかと事業実施に取り組んだ。

質問 保険料の支払い方法は月払いか、年払いか。

回答 年度当初に該当者分を一括して支払っているが、年度中に出入りがあるので、年度末に月割りで精算している。

質問 現在では、個人で入ることができ同じような値段で入れる民間保険はあるのか。

回答 認知症の方の賠償保険に特化した保険は見当たらないが、認知症保険といったものはあるが、年間2千円といった安価な保険ではない。

質問 久留米市が契約している民間保険会社はどこか。

回答 東京海上日動火災保険株式会社と契約している。

質問 市が保険契約者になっているので年間2千円という安い掛け金で契約できているということもあるのか。

回答 ある程度数をまとめているということもあるかと思われる。個人で、もし賠償責任保険だけ入る場合は掛け金も高くなるかもしれない。

質問 市内の認知症の方を把握できているのか。

回答 要介護2以上の方は久留米市30万人のうち1万人と見込んでいる。その内要介護3以上の方は約5千人（施設等に入っていると思われる）なので、差し引き約5千人の方が対象になるものと考えている。

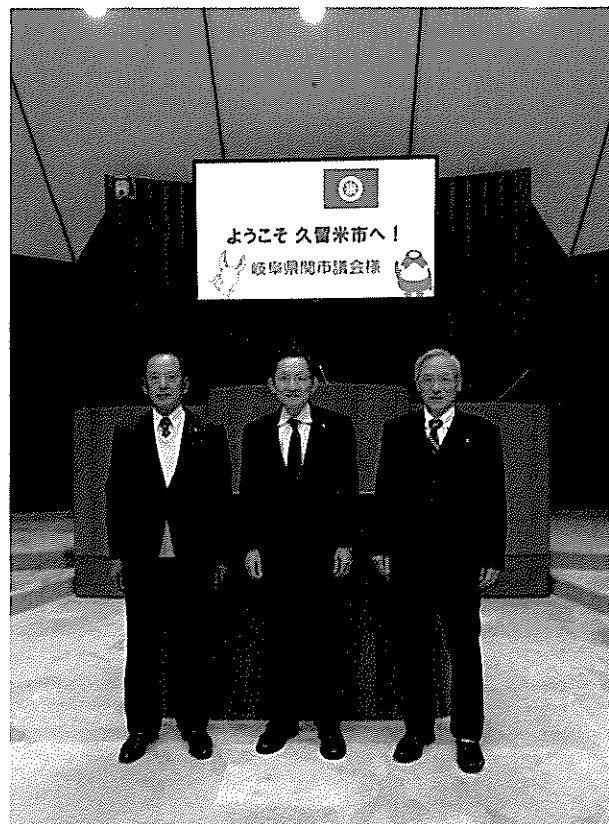
質問 実際にこの保険を利用された方はあるのか。

回答 幸いにも今のところ利用はない。

4. 調査結果のまとめ 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

認知症になっても安心して久留米市で暮らし続ける施策の一つとして始められた認知症高齢者等個人賠償責任保険制度で、掛け金も年間一人2千円と安く補償金額も1事故3億円と大変良い事業だと思うが、関市でこの制度を取り入れようとした場合、掛け金を全額公費で負担するのか、ある程度の自己負担を求めるのかなど検討課題はあると考えられる。

久留米市が契約する保険会社は東京海上日動火災保険株式会社であるが、他の保険会社にも個人で入れる同じような保険があるのではないだろうか。その場合公費で全額保険料を持つことにはいろいろな問題が出てくるものと思われ、関市で導入する場合は検討事項が多いのではないかと思われる。



視察No. 2 佐賀県 小城市
「買い物支援事業について」

訪問日時 令和元年11月19日(火) 10時00分～11時30分
訪問先 所在 佐賀県小城市三日月町長神田312番地2
名称 佐賀県小城市役所
対応者 議会議長 様
議会事務局長
福祉部社会福祉課長 様
福祉部社会福祉課副課長 様
福祉部社会福祉課福祉係長 様

〔説明・調査内容〕(概要)

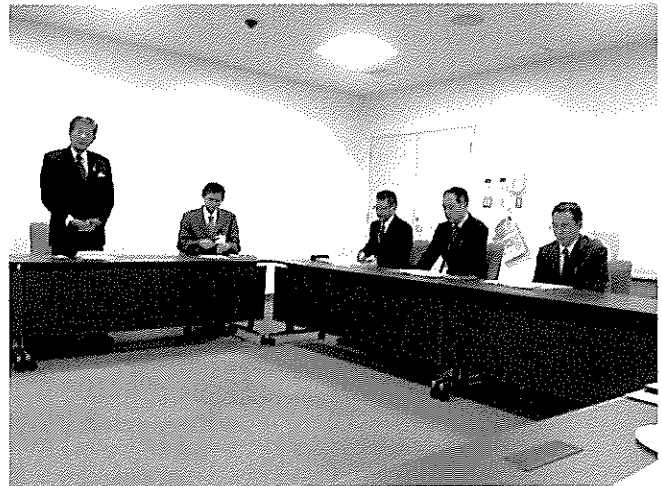
1. 小城市の概要

平成17年3月1日に、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の4町が合併して小城市が誕生した。

小城市は佐賀県のほぼ中央にあり、佐賀平野の西端、県庁所在地・佐賀市に隣接している面積95.81平方キロメートルの地域である。佐賀市から西方10km、車で20分の位置にあり、中央部を国道34号、207号及びJR長崎本線が通り、北部は長崎自動車道、国道203号とJR唐津線、南部には国道444号が通過するなど交通の要衝となっている。

地勢的には、北部に天山山系がそびえ、中央部は佐賀平野が開けていて、南部には農業用排水路のクリーク地帯が広がり、有明海に面している。

気候は、夏は高温多湿でやや蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が強いのが特徴である。



2. 視察事項について

(1) 買い物支援事業について

① 事業の背景

小城市では、平成21年度から3年間、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業(セーフティネット支援対策等事業費補助金)に取り組み、買い物支援事業を次の3つの原則に基づいた取り組みを開始された。

(原則1)

地域において、基盤支援（見守りや買い物支援）を必要とする人とそのニーズを把握する。

●2か年で市内全域の戸別訪問による調査を実施

●調査対象

- ・独居高齢者、高齢者のみ世帯、地域で気になる世帯
- ・平成23年度以降は、新たに独居や高齢者のみ世帯になった方を調査

●調査内容

- ・家族などとの繋がりや状況や社会との関わり状況
- ・日常生活での困りごと

●調査結果（買い物支援に関するもの）

調査人数 716人、有効回答 543件

- ・買い物に不便を感じる、支援を必要とすることがあるか

| | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 不 要 | 332人 60.5% | | |
| 必 要 | 217人 39.5% | 材 料 | 149人 68.7% |
| | | 調理品 | 68人 31.3% |

※買い物に不便を感じる、または支援を必要とする方は約40%

※自動車を運転されない方では、体力への不安や下肢等の痛みにより買い物に際し不便を感じている。

★高齢化の進行に伴い日常生活に欠かせない買い物に不便を感じる方は確実に増えることが見込まれる。 → 対策の必要性

(原則2)

基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

取り組みの2つの柱

ア見守り支援

- ・社協訪問員による定期訪問を実施
- ・見守り対象者は調査結果を踏まえて区分分けして訪問頻度を変える。
 - A) 支援が必要だが拒否する者 → 外観からの見守り
 - B) 虚弱で閉じこもりがち、家族親族の支援不足 → 月1回の訪問
 - C) 支援不足傾向及び本人の訪問希望者 → 3か月から半年に1回訪問
 - D) 元気な高齢者や見守り環境が整っている者 → 訪問しない

イ買い物支援

- ・買い物支援体制の構築に向けた検討会議を開催。買い物支援協力店の募集と買い物支援協力店チラシの発行。

(原則3)

原則1と原則2を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

●自主財源確保検討会議の開催

- ・企画課、財政課、商工観光課による庁内検討会議開催
- ・商工会議所、商工会との意見交換会開催

その結果、当面は地域振興基金の果実運用及び募金箱の設置

ア地域振興基金の果実運用

基金 220,328,103円(平成30年11月5日現在)

平成30年度中利息 142,791円

イ募金箱設置(平成27年度より)

平成27年度 4,684円

平成28年度 1,544円

平成29年度 2,567円

平成30年度 2,000円

※買い物支援事業が必要不可欠な事業となり、事業者もこれに取り組むことが利益に繋がるという状態になれば、事業所登録費またはチラシへの広告掲載費などを徴収することで、一般財源をゼロにしたい。

② 事業の概要

●買い物支援対策の検討(他市町村の取り組みを参考に支援方法の検討)

ア 補助方式

- ・配達等を行う事業者、買い物支援事業を行う事業者に対し補助金を支給

イ 委託方式

- ・社協などに受注から配達まで一括委託
- ・移動販売車両等による市内巡回販売業者などに委託

ウ 登録店方式

- ・事業者を登録し、市民に情報を提供する。

●小城市の選択

※検討のポイントは、「継続できる事業を目指す」こと

- ・モデル事業終了後は一般財源となることから、事業費は極力抑える。
- ・市民、事業者、市役所は偏らない負担を行う。
- ・補助方式、委託方式は相当な予算を長期間負担し続けることになりかねない。

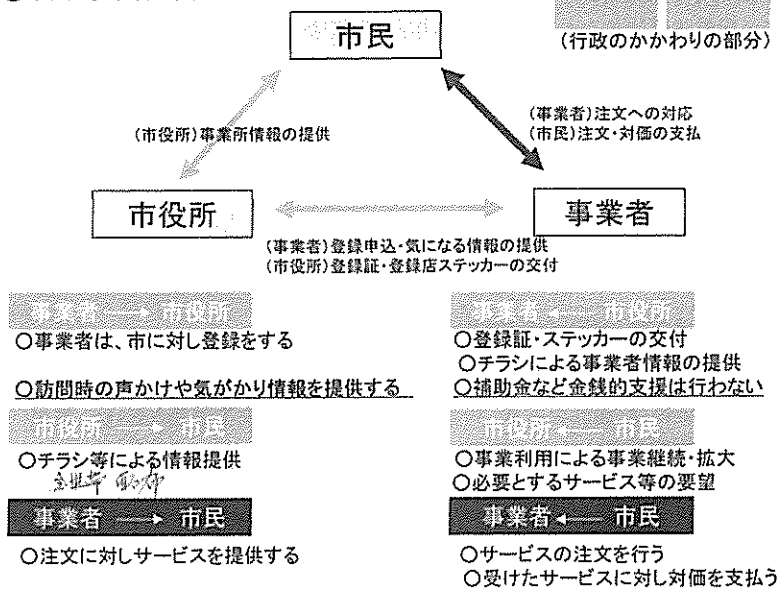
以上のことから、登録店方式による買い物支援対策を選択

③ 具体的な取り組み

●市民・事業者・市役所の関わり

● 買い物支援事業(買い物支援協力店)

① 市民・事業者・市役所のかかわり



● 買い物支援協力店

- ・ おとどけ店 (訪問支援型)

日常生活に欠かせない衣類・日用品・食事や住まいなどに関する商品の配達や出張してのサービスを提供できる店。

- ・ よりどころ店 (店内配慮型)

店内での買い物の補助や購入品の駐車場までの運搬、スロープや手すりの設置など店内の買い物環境に配慮している店。また、休憩所や待合所としても利用できる店。



④ 実績、効果

● 事業者の登録

- ・ 商工会議所や商工会を通じて会員への案内、市のホームページや広報による案内などにより周知を図り、年1回の募集を行う。

小城市商工会議所会員数 574、小城市商工会会員数 304 計 878

- ・ 市内に本支店があり、市民の日常生活に関わる商品の購入やサービスを提供している店舗であれば登録できる。
- ・ 利用条件(配達料の有無、対象者・配達エリア、注文下限額など)は、事業者の判断で良い。

※買い物支援協力店登録数

| 年度 | チラシ発行 | おとどけ店 | よりどころ店 | 計 | 登録実数 |
|----------|---------|-------|--------|----|------|
| 平成 22 年度 | 5 / 20 | 39 | 15 | 54 | 54 |
| 平成 23 年度 | 10 / 20 | 47 | 16 | 63 | 58 |
| | 3 / 20 | 50 | 24 | 74 | |
| 平成 24 年度 | 10 / 19 | 49 | 20 | 69 | 56 |
| 平成 25 年度 | 10 / 18 | 49 | 20 | 69 | 56 |
| 平成 26 年度 | 10 / 17 | 49 | 19 | 68 | 55 |
| 平成 27 年度 | 11 / 20 | 48 | 19 | 67 | 54 |
| 平成 28 年度 | 11 月 | 48 | 18 | 66 | 54 |
| 平成 29 年度 | 11 月 | 47 | 18 | 65 | 54 |
| 平成 30 年度 | 12 月 | 46 | 17 | 63 | 53 |

●事業費

- ・市の単独事業として取り組み始めた平成24年度からは買い物支援チラシ印刷経費のみで運営している。
- ・平成30年度 225,331円

小城市買い物支援協力店

ー お買い物のお手伝いをします!! ー

おとどけ店の利用方法

- ほしいものをメモし、一覧表の中から取扱いのあるお店を探します。
- 自宅が配達区域または出張可能な区域であることを確認。
- お店に電話番号をかけて注文。

小城市買い物支援協力店 事務局

おとどけ店 (店舗外配達型)

食品・飲料

| 店名 | 電話番号 | 住所 | 営業時間 | 取扱商品 |
|-------|---------|-----|-------------|-------|
| おとどけ店 | 64-5125 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |
| おとどけ店 | 22-2156 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |
| おとどけ店 | 22-2156 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |

よりどころ店 (店内配達型)

| 店名 | 電話番号 | 住所 | 営業時間 | 取扱商品 |
|--------|---------|-----|-------------|-------|
| よりどころ店 | 64-0234 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |
| よりどころ店 | 72-5121 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |
| よりどころ店 | 64-0412 | 小城市 | 10:00-18:00 | 食品・飲料 |

●事業者にとってのメリット

- ・費用負担することなく、市がチラシを使って宣伝をしてくれる。
- ・配達料やエリアなどを事業者自身で設定できるので、損をすることがない。
- ・注文がなくても損をしない。
- ・市の事業や福祉に協力しているという良いイメージができる。

●市民にとってのメリット

- ・注文したいときに、自分にあった事業者に注文できる。
- ・利用者の制限がなく、誰でも使える。(配達料などのコストは負担)

●市にとってのメリット

- ・登録事務等は発生するが、直接的な事業費としてはチラシの印刷経費のみである。

⑤ 市民・協力店の反応等

●市民の声

- ・車の運転ができず、かさばる物や重い物の買い物に便利である。
- ・直接店まで行くと、必要のない物まで買ってしまうことがあるが、そうしたことがないので良い。
- ・宅配してくれるのは嬉しいが、自分の目で見て買い物がしたい。

●協力店の声

- ・市からの配布チラシに掲載されることで、安心感が得られ注文に繋がった。
- ・顧客が固定化しており、新規の注文はあまりない。
- ・近所に大型店ができて寂しい状況である。
- ・高齢者の方は配達してもらうことを気の毒がられる方が多い。気軽に注文できるように勧めてほしい。
- ・1回の配達を1000円以上とお願いしているが、中には関係なく少額の配達を頼まれる方がいる。なるべく応えているが言いにくい。

⑥ 買い物支援事業の今後

●今後は必ず需要が高まる。

- ・今後、高齢者は増え続けていくので、買い物に不自由を感じる方は確実に増える。

●周知が徹底せず、事業が知られていない。

- ・チラシの全戸配布、広報、民生委員や社会福祉協議会の会合等で情報提供を行っていることから徐々に認知されていくことが期待できる。
- ・パーキングパーミットの申請に合わせて、妊婦への周知に力を入れている。

●必要性の認知はあるものの利用がためられている。

- ・直接、店舗での買い物をしたいとの意見も聞くが、市内ショッピングセンターも登録店であり、ネットショッピングや通販等も利用世代が高齢化していくことから抵抗感は減っていくと思われる。

●最終的には、市が関わらなくても成り立つ事業になることを目指している。

3. 主な質疑応答 視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 買い物支援以外の施策は

回答 他の課の事業であるが「生活リハビリ事業」、「有償ボランティアによる生活支援」がある。

質問 生活リハビリ事業とは

回答 高齢者の日常生活の行為である「運動」と「買物」を組み合わせた事業で、月1回参加費200円でバスを利用して大型店に買い物に出かけ、閉じこもり予防や認知症予防、生活機能低下予防、高齢者の自立した生活を営むことができるように支援することを目的として行っている。

質問 有償ボランティアによる生活支援とは

回答 社会福祉協議会が行っている買い物代行やゴミ出し支援で、1回100円からの事業がある。

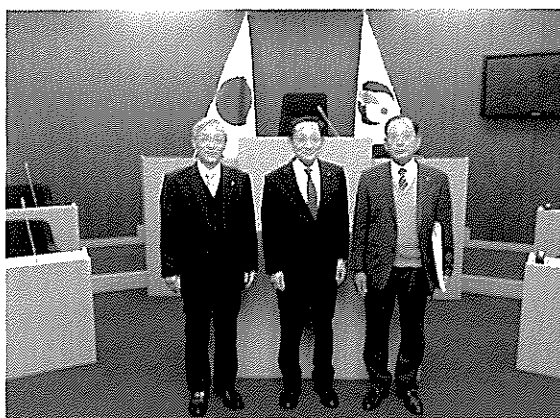
質問 業者の方による車による移動販売は行われていないか。

回答 ないことはないが、把握はできていない。

質問 買い物支援事業の利用状況はどうか。

回答 当初より利用状況を把握することを行っていなかったことから、把握できていない。

ただ、通信販売を利用する人が増えていることから、若い人利用は少ないと思う。また、最近は「自分の目で見て買物をしたい。」と希望されている人が増えていると思う。



(小城市議会議場にて)

4. 調査結果のまとめ 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

小城市では平成21年度から平成23年度の3年間、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業に取り組み、「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を目指し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援することであった。

その具体的な取組のひとつが「買い物支援事業」であり、関市においても広範な中山間地域を有することや日々の買い物に対して不便を感じている市民も多いため、大いに参考になった。

視察No.3 佐賀県 唐津市
「保育人材確保事業について」

訪問日時 令和元年11月20日(水) 10時00分～11時30分
訪問先 所在 佐賀県唐津市三日月町長神田312番地2
名称 佐賀県小城市役所
対応者 議会事務局長
議会議事調査係長 様
保健福祉部副部長兼子育て支援課長 様

〔説明・調査内容〕(概要)

1. 唐津市の概要

唐津市は、佐賀県北西部の位置にあり、市域は、東西約36km、南北約30kmに及び、総面積は約487.60km²で、佐賀県全体の約20%を占めており、人口は約12万人であり、高齢化率は30.2%程である。

市の東部は福岡県糸島市、佐賀市、南部は多久市、武雄市、伊万里市、西部は玄海町、伊万里湾を隔てて長崎県松浦市に境界を接し、北部は玄界灘に面している。また、東部は背振山系が唐津湾に向かってなだらかに傾斜し、中部は松浦川の流域に沿って平坦部が広がり、西部には丘陵地帯の上場台地がある。

その地先をなす唐津湾は帯状の松原と砂浜が両翼に広がり、湾のほぼ中央に高島がある。近郊の海には、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島群が東松浦半島を取り囲むように位置している。



2. 視察事項について

(1) 唐津市保育人材確保事業について

① 唐津市の保育行政の概要

ア 子どもの人数等

| 年齢 | 人数 | 教育保育施設 利用者数 | 教育保育施設 利用率 |
|----|--------|----------------|---------------|
| 0歳 | 948人 | 463人 | 49% |
| 1歳 | 984人 | 715人 | 73% |
| 2歳 | 1,032人 | 853人 | 83% |
| 3歳 | 1,080人 | 1,046人 | 97% |
| 4歳 | 1,076人 | 1,074人 | 100% |
| 5歳 | 1,094人 | 1,103人 | 101% |
| 合計 | 6,214人 | 5,254人 | 85% |

※教育部門が約20%、保育部門が約80%の利用

イ 施設数等

令和元年10.1現在

| 区分 | | 施設数 | |
|-----|----|---------|----|
| 認可 | 公立 | 保育所 | 2 |
| | | 幼稚園 | 1 |
| | 私立 | 保育所（本園） | 30 |
| | | 保育所（分園） | 6 |
| | | 幼稚園 | 1 |
| | | 認定こども園 | 11 |
| 認可外 | 公立 | 企業主導型以外 | 1 |
| | | 企業主導型 | 3 |
| | 私立 | 企業主導型以外 | 8 |
| 合計 | | 67 | |

ウ 唐津市独自の保育料軽減施策

- ・国基準額よりも低額で市基準保育料を規定
- ・多子世帯に特化した保育料軽減（H28年度～）
- ・5歳児に特化した保育料軽減（H30年度～）

エ 待機児童の状況

- ・国定義に当てはまる待機児童は、31人（H30年10月時点）
- ・潜在的待機児童も含めると、約140人（H30年3月末時点）

② 保育人材確保事業の目的

待機児童の主な要因は、保育士不足と面積（場所）不足にあるが、保育士不足に着目し、待機児童の解消を目的とした保育人材確保事業に取り組むこととした。

③ 経緯

唐津市における待機児童問題が深刻化

〈利用希望者の声〉

- ・空気が無いので、働きたくても働けない
- ・育休から復帰したくても復帰できない
- ・やむを得ず自宅から大きく離れた保育所を利用せざるを得ない

④ 事業メニューの詳細

A. 保育士就職準備金給付支援事業（市独自）

ア 内容

就職（復職）に伴う出費の負担軽減のため、就職内定後に就職（復職）準備金20万円を給付

※ 申請手続きは、内定を受けた園に対して行い、準備金はその園から支払われ、その経費の全額を市が補助する。

イ 対象者

保育所などから新規（復職の場合は退職後3年以上経過）に就職内定を受けた人で次のすべてを満たす人。

- ・保育士資格を持っている人または雇用契約までに保育士資格取得見込みの人
- ・1年以上の常勤契約として雇用契約予定の人
- ・住民票が唐津市内の人または雇用契約までに住民票を唐津市内に移す予定の人

B. 保育士宿舍借上げ支援事業（国庫補助）

⇒家賃負担を最大で年間約32万円軽減

ア 内容

保育所などが準備した宿舍に住む場合に、家賃の半額（月額2万7千円を限度）を補助

例）家賃月額6万円の宿舍に住む場合、月額2万7千円が補助されるため、本人負担額は3万3千円となる。その補助される経費の全額を国と市が補助する。

イ 対象者

保育所などに初めて採用されてから5年以内の人で次のすべてを満たす人。

- ・保育士資格を持っている人

- ・単身世帯またはひとり親世帯の人
- ・常勤である人 ※常勤であれば正規雇用、非正規雇用を問わない
- ・住民票をその宿舍の住所に移す人

C. 潜在保育士現場復帰支援事業（市独自）

⇒復職の不安解消をサポート

ア 内容

現場の雰囲気を感じ、復職の不安を解消するため、希望する保育所などで実習（最長で2週間）を受けることができる。実習期間中も給料が支給され、実習終了後に、継続して勤務できるか判断することができる。

※ 申請は、勤務を希望する園に対して行い、給料はその園から支払われ、その経費の全額を市が補助する。

イ 対象者

資格取得後1年以上経過（保育所などでの勤務歴がある場合は退職後1年以上経過）し、ブランクなどからくる不安から保育現場への復職を見送っている保育士

D. 保育支援者雇用支援事業（国庫補助）

⇒人件費補助（一人年間90万円が限度で、国補助があり雇用する限り補助する）

〈想定業務内容〉清掃や食事の配膳等

E. 保育補助者雇用支援事業（国庫補助）

⇒人件費補助（一人年間220万円限度で、同一の補助者は1年間のみ）

〈想定業務内容〉保育の補助

※1年の実務経験で、みなし保育士として取り扱うことができる。

⑤ 事業実績（平成30年度）

A. 保育士就職準備金給付支援事業（市独自）

32人 ⇒ 6,400,000円

B. 保育士宿舍借上げ支援事業（国庫補助）

1人 ⇒ 300,000円

C. 潜在保育士現場復帰支援事業（市独自）

2人 ⇒ 67,000円

D. 保育支援者雇用支援事業（国庫補助）

6人 ⇒ 2,860,000円

E. 保育補助者雇用支援事業（国庫補助）

5人 ⇒ 4,870,000円

平成30年と平成31年の4月時点を比較すると、市内全体で約50人の保育従事者の増となった。事業の対象要件を満たさなかった人も含め、十分な成果が出たものと考えている。

3. 主な質疑応答 視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 保育士就職準備金給付支援事業について、1年以上の常勤契約として雇用契約予定の方が対象だが、何らかの事情があって1年未満に退職となった場合は、この補助金は返還しなくてはならないのか。

回答 本来は返還していただくということを考えたが、調べるうちに雇用を縛るという意味で労働基準法に抵触する恐れがあったので、返還していただいていない。

質問 唐津市の保育行政の概要の中の子供の人数で、5歳児の教育保育施設利用率が100%を超えているがこれはどのような理由か。

回答 5歳児の人数は1,094人に対して、教育保育施設利用者が1,103人となっているが、子ども的人数は平成30年4月1日に対して、利用者は実績であるため、101%となっている。

質問 5歳児に特化した保育料の軽減とはどのようなものか。

回答 平成30年度から始めており、世帯所得360万円未満の世帯の方で、1万円以上の保育料の方は1万円、1万円未満の保育料の方は無料としている。

質問 保育士宿舎借上げ支援事業の補助期間は何年間か。

回答 保育園等に初めて採用された後5年以内の方を対象としている。

質問 潜在保育士現場復帰支援事業の賃金単価はどのように設定されているか。

回答 時間単価の上限は1,200円（1人につき104,000円を上限）としている。

質問 現在取り組んで見える保育人材確保事業のほかに検討された事業はあるのか。

回答 私どもの担当課では保育士奨学金返還支援事業も検討し、奨学金を返還中または返還予定の保育士に対する返還費用の一部を補助することも検討していたが、部の中で保育士だけでなく介護士、看護師も検討に含めるべきではないかとの意見があり、現在調整中である。

4. 調査結果のまとめ 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

関市は、唐津市ほど待機児童問題はないと考えられるが、保育士不足は私立、公立ともにあると考えられる。

関市でも、保育支援者雇用支援事業（国庫補助）、保育補助者雇用支援事業（国庫補助）は制度的に取り組んでいるようだが、国庫補助のある保育士宿舎借上げ支援事業も関市に住んで税金も落としてもらえるとという意味でも、早急に取り組んでいただきたいと考える。

また、唐津市単独事業の保育士就職準備金給付支援事業や潜在保育士現場復帰支援事業についても、保育士だけでなく介護士、看護師も検討に含めて事業実施の検討が望まれる。